

実績評価書(案)

資料2-1

(厚生労働省25(Ⅲ-4-2))

| | | | | | | | | |
|--|---|-----------|-----------|---------------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 施策目標名 | 豊かで安定した勤労者生活の実現を図ること(施策目標Ⅲ-4-2) | | | | | | | |
| 施策の概要 | 本施策は、中小企業退職金共済制度の普及促進、勤労者財産形成促進制度の活用促進等を図ることを目的としている。 | | | | | | | |
| 施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、 関連計画等) | 中小企業退職金共済法(昭和34年法律第160号)に基づき、中小企業者の相互扶助のしくみとしてその拠出による退職金共済制度を確立し、中小企業の従業員に退職金を支給することにより、こうした従業員の福祉の増進と中小企業の振興に寄与している。 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)に基づき、勤労者の計画的な財産形成を促進することにより、勤労者の生活の安定を図り、国民経済の健全な発展に寄与している。 | | | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の 運営費交付金は含まない。 | 区分 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度要求額 | |
| | 予算の 状況 (千円) | 当初予算(a) | 8,990,681 | 8,785,549 | 8,411,275 | 8,470,343 | 8,566,790 | (調整中) |
| | | 補正予算(b) | 0 | 28,213 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 繰越し等(c) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 合計(a+b+c) | 8,990,681 | 8,813,762 | 8,411,275 | 8,470,343 | 8,566,790 | (調整中) |
| | 執行額(千円、d) | 8,539,779 | 8,533,176 | 8,191,885 | - | - | | |
| 執行率(%、d/(a+b+c)) | 95% | 97% | 97% | - | - | | | |
| 関連税制 | - | | | | | | | |
| 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称 | 年月日 | | 関係部分(概要・記載箇所) | | | | |
| | - | - | | - | | | | |

| 測定指標 | 指標1 中小企業退職金共済制度での 新規加入被共済者数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 |
|------|-----------------------------------|-----|---------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----------------------------------|-------|----|
| | | - | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 29年度 | | |
| | | - | 404,586人 | 439,272人 | 442,567人 | 321,508人 | 315,653人 | 平成25年度からの累積 1,620,000人 (※1) | ○ | △ |
| | 年度ごとの目標値 | | 400,600人 | 400,600人 | 403,600人 | 332,600人 | 324,000人 | | | |
| | 指標2 勤労者財産形成促進制度の 利用件数 | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 | 主要な指標 | 達成 |
| | | - | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 25年度 | | |
| | | - | 9,873,198件 | 9,636,847件 | 9,378,415件 | 9,080,740件 | 8,819,481件 | 9,080,740件以上 | | × |
| | 年度ごとの目標値 | | 10,180,064件以上 | 9,873,198件以上 | 9,636,847件以上 | 9,378,415件以上 | 9,080,740件以上 | | | |
| | 指標3 全労働金庫に対する検査実 施率 | 基準値 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 | 主要な指標 | 達成 |
| | | - | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 25年度 | | |
| | | - | 50% | 50% | 57% | 43% | 43% | 50%以上(※2) | | △ |
| | 年度ごとの目標値 | | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | 50%以上 | | | |

※21年度から23年度までは第2期基本計画期間、24年度及び25年度は第3期基本計画期間である。
 (※1) 勤労者退職金共済機構の第3期中期計画期間(平成25年度～平成29年度)において設定した目標である。
 (※2) 1つの金融機関に対し、2年に1度の周期で検査を実施することを目標としている。

| | | |
|---|---------------------|--|
| <p>評価結果と今後の方向性</p> | <p>目標達成度合いの測定結果</p> | <p>(各行政機関共通区分)④</p> |
| | <p>総合判定</p> | <p>(判定結果)B</p> |
| | | <p>(判定理由) 主要な測定指標である指標1の実績は目標の97.4%であり、目標達成に向けて、施策が有効かつ適切に実施されたと考えられるため。</p> |
| | <p>施策の分析</p> | <p>(有効性の評価) 指標1について、適格退職年金制度廃止に伴う中小企業退職金共済制度への移行期間が平成23年度末で終了したことによる新規加入者数減少等の影響があったものの、目標値の97.4%と、概ね目標を達成したところである。また、目標の達成率は前年度より上昇しており、新規加入被共済者を増やすための業界団体への周知協力依頼、個別企業訪問、関係機関及び委託事業主団体と連携した周知活動等の加入促進の取組は中小企業退職金共済制度の普及に概ね有効であったと評価できる。今後の目標達成のためには、雇用者数に比べ加入が進んでいない分野における加入促進活動など、積極的な加入促進に取り組む必要がある。</p> <p>指標2について、事業主団体を通じた積極的な普及促進活動等の実施に取り組んだものの、25年度の実績は目標値の97.1%と、わずかに目標を達成できなかったところである。勤労者財産形成促進制度の普及は重要な課題であり、引き続き目標管理を行うとともに、さらなる施策の利用促進を図るための周知活動等が必要である。 一方で利用件数が年々減少していることについては、勤労者財産形成促進制度が民間金融機関を通じて利用される性質上、その利用実績は金融商品の多様化や金利情勢に左右されること等によるものである。</p> <p>指標3について、概ね2年間で全ての労働金庫(14箇所)に対する検査を計画・実施しているため、目標を概ね達成していると評価できる。 また、検査時の指摘事項に係る改善状況等のフォローアップを行うことにより、労働金庫の健全性の確保に資していると評価できる。</p> |
| <p>(効率性の評価) 指標1について、基幹的事務費の補助についての予算額が減少している中、相談コーナー業務を大都市2箇所に集約化するなど業務を効率化しつつも、平成20年度～平成24年度の第2期中期計画期間中には新規加入目標数を達成し、平成25年度についても概ね目標を達成していることから効率的に施策を実施していると評価できる。</p> <p>指標2について、勤労者財産形成促進制度の予算額は24年度と比べて51.6%と大幅に減少している中、大企業に比べて中小企業における普及率が低いことを踏まえた勤労者退職金共済機構による事業主団体を通じた重点的な普及促進事業や、中小企業退職金共済事業と連携した普及促進活動等により、効率的な施策の実施に取り組んだものの、利用件数は目標値の97.1%とわずかに達成には至らなかった。</p> <p>指標3について、全ての労働金庫(合計14箇所)に対する検査は概ね2年に1回実施しており、金融実態に応じた的確な検査を実施していると評価できる。</p> | | |
| <p>(現状分析(施策の必要性の評価)) ○「平成25年就労条件総合調査」(厚生労働省)によれば、中小企業(従業員数30人～99人)における退職金の実施割合が大きく低下している中で、退職一時金制度を導入している中小企業のうち中小企業退職金共済に加入している割合が5割以上となっており、平成9年(4割弱)に比べて高まっている。また、在籍被共済者数も増加傾向で推移しており、中小企業退職金共済制度は中小企業における退職金制度の確立に寄与している。</p> <p>○勤労者財産形成促進制度の利用件数は約900万件であり、企業の約半数が財形貯蓄制度を導入している(※1)が、大企業に比べて中小企業における普及率が低いこと、また、勤労者は自営業者と比べ、依然として持家率(※2)が低いことから、勤労者財産形成促進制度の普及を引き続き図る必要がある。 ※1 財形貯蓄制度の導入率 46.4%(厚生労働省「平成21年就労条件総合調査」) ※2 持家率 勤労者世帯58.9% 自営業者世帯79.0%(総務省「平成20年住宅・土地統計調査」) ただし、目標値の設定にあたっては、勤労者財産形成促進制度が民間金融機関を通じて利用される性質上、その利用実績は金融商品の多様化や金利情勢に左右されること等を踏まえる必要がある。</p> <p>○全労働金庫に対する検査実施率については、各労働金庫の実情に応じた的確な検査を行うという目的のもと、他省庁の検査部局と共同での実施するものであり、実施率を指標として評価を行うことの妥当性について検討が必要である。</p> | | |

| | | |
|--|----------------------|--|
| | <p>次期目標等への反映の方向性</p> | <p>(施策及び測定指標の見直しについて) 指標2について、財産形成促進制度の利用実績は変動幅が大きい点、また民間金融機関を通じて利用されるため金融情勢に左右される点に鑑み、近年の情勢を踏まえた目標値への変更を行う。</p> <p>指標3について、概ね2年間で全国14箇所の労働金庫に対する検査については、他省庁の検査部局と共同での実施するものであり、各労働金庫の実情に応じた的確な検査を行うという目的から実施率を指標とした評価は馴染まないと考えられるため、見直しが必要である。しかしながら、引き続き、労働金庫の健全かつ公正な経営を確保し、金融システムの安定化を図るため、労働金庫に対する厳正な監督・検査の実施を行っていきたい。</p> <p>(予算要求について) 以下の口で困んだ方向で検討します。 増額／現状維持／シーリングによる減額／見直しによる減額</p> <p>(税制改正要望について)</p> <p>(機構・定員について)</p> |
|--|----------------------|--|

| | |
|------------------------|----------|
| <p>学識経験を有する者の知見の活用</p> | <p>—</p> |
|------------------------|----------|

| | |
|-----------------|---|
| <p>参考・関連資料等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34HO160.html ・勤労者財産形成促進法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S46/S46HO092.html ・労働金庫法 http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S28/S28HO227.html ・関連する行政事業レビューシート 中小企業退職金共済等事業に必要な経費(雇用勘定) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2013/h24_pdf/442.pdf 中小企業退職金共済等事業に必要な経費(労災勘定) http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/gyousei_review_sheet/2013/h24_pdf/441.pdf ・関連する統計資料 http://www.taisyokukin.go.jp/toukei/index.html |
|-----------------|---|

| | | | | | |
|--------------|--------------|---------------|--|-----------------|----------------|
| <p>担当部局名</p> | <p>労働基準局</p> | <p>作成責任者名</p> | <p>勤労者生活課長 松原明紀 労働金庫業務室長 原田俊男</p> | <p>政策評価実施時期</p> | <p>平成26年8月</p> |
|--------------|--------------|---------------|--|-----------------|----------------|